

2019年2月14日

つくば市長
五十嵐 立青 殿

県民要求実現茨城共同運動連絡会
会 長 白 石 勝 巳

住民要求実現つくば地域共同運動連絡会準備会
代 表 芝 池 博 幸

2018年度地域共同運動要求書の提出について

住民の福祉増進のために日々ご尽力されている貴職に心から敬意を表します。また、日頃より私たち県民要求実現茨城共同運動連絡会（略称・茨城共同運動）の運動に、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

茨城共同運動は、新しく就任した大井川知事に対し要求書を提出し、文書回答のうえ2018年7月9日、10日、12日の3日間、交渉・懇談を行いました。県の各部課室から延べ107名の担当職員の出席をいただき、要求に対する相互理解を深め合うことができました。私たち地域共同運動連絡会としても、地域で働き、暮らすという日々の営みのなかで、住み続けられるまちづくりをめざして運動しています。

2018年も全国各地で未曾有の大災害が次々と発生しました。6月に大阪北部地震、9月の北海道胆振東部地震、7月の西日本豪雨、大型台風19・20・21号が日本列島を襲いました。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災自治体と被災に遭われた皆様の一日も早い復旧・復興を願うものです。

東海第二原発の再稼働の是非について、関係自治体と私たち県民の対応が鋭く問われています。自然災害や原発事故への懸念などから、住民の日常生活の安心・安全確保の取り組みも喫緊の課題になっています。貴職や職員のみなさんにとって、ご苦勞が多いことではないかと推察いたします。しかし、このような状況だからこそ、地方自治の発揮がいつそう求められているのではないのでしょうか。貴職のご奮闘を心から期待するものです。

つきましては、ここに「別紙」要求書を提出致します。私たちの要望・提案をご検討いただき、下記によりご回答くださるようお願い申し上げます。

記

- 文書による回答を2019年3月29日(金)までにお願いします。
- 回答に関して申し出る項目については、後日懇談の場を設けるようご検討ください。
- お手数ですが、回答文書は郵送及び電子メール添付にて送付をお願いします。なお、回答集を作成する都合上、PDF形式での回答はご容赦願います。

①つくば地域共同運動連絡会準備会宛て

(郵送先) 〒305-8565 茨城県つくば市東1-1-1 産総研中央 第5事業所
産総研労組 気付 学研労協 行き

(電子メールアドレス) office@gkn-rkyo.sakura.ne.jp

②茨城共同運動宛て

(電子メールアドレス) ibaro@mc.ejnet.ne.jp

2018年度市町村統一要求事項

1. 東海第二原発廃炉、原子力防災対策の強化を

(1) 東海第二原発の再稼働を認めないこと

東海第二原発は、運転を開始してから今年11月28日で40年が経過します。日本原電は、新規規制基準適合性審査申請に加えて、運転期間延長の申請を行いました。沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは全体の約半分が燃え易いケーブルのままで残されます。

東海第二原発は7年以上稼働しておらず、電気は十分足りています。仮に運転期間の延長が認められたとしても、2021年3月に完了するとされる防潮堤の工事などが完了するまで再稼働はできず、実に10年間も運転を停止した原発を動かすこととなります。長期間運転を停止した後に再稼働した原発のトラブルが相次いでいます。東海第二原発の再稼働はあまりにも危険です。原子炉内の燃料棒の高さを40年間も間違えていた日本原電に、原発を動かす資格はありません。

①日本原電に対して、東海第二原発を再稼働しないまま廃炉とするように求めること。

【回答】

②日本原電と原子力安全協定を結ぶ茨城県と近隣6市村に対して、東海第二原発の再稼働を了解しないように求めること。

【回答】

(2) 広域避難計画の実効性確保に詳細かつ慎重な検討を

災害対策基本法等で策定が義務付けられている東海第二原発地域の14市町村の広域避難計画は3市でしか策定できていません。策定をとりわけ困難にしている原因は、東海第二原発地域の突出した人口の多さです。避難先は茨城県内外の市町村であり、予定されている避難者数が施設の実態に合っているか甚だ疑問があります。避難といっても、福島原発事故の経験からも実態は移住というべきものであり、「避難者」の人権が守られるものでなければ「計画」の名に値しません。県は自ら策定した茨城県広域避難計画が、複合災害に対処するものになっていないことなど極めて不十分なものであることを認めています。

その県の計画にもとづいて作られる市町村の避難計画もきわめて不十分なものであることは明らかです。実効性のない避難計画を策定することは、原発再稼働の条件を整えることとなり、かえって住民の危険を高めることになりかねません。避難計画の策定にあたっては、実効性の確保を詳細かつ慎重に検討する必要があります。貴自治体での検討状況を明らかにされたい。

1) P A Z、U P Z内（30 km圏内）の自治体の場合

①被災時の臨時庁舎はどこに置き、人員をどう配置し、どの業務を行い、どの業務を中止するか、見解を示すこと。これらのことは、避難計画に盛り込むべきものと考え、見解を示すこと。

【回答】

②被災時において職務を遂行するには、一定の被曝を覚悟しなければならない場面があると考えられます。職員の被曝線量の許容量についての考え方を示すこと。被曝を最小限にするために

どのような手立てをとるのか見解を示すこと。

【回答】

③被曝線量の許容量について、事前に職員の意思を確認する必要があると考えるが、見解を示すこと。

【回答】

④被災時の人員配置とその任務を考えれば、通常時から正規職員を増員しておく必要があると考えるが、見解を示すこと。

【回答】

⑤配慮者を安全に避難させるための介助者の手配、移動手段の確保、避難(移住)先の確保は実際上不可能ではないか、見解を示すこと。

【回答】

⑥避難者の放射能検査であるスクリーニング(避難退域時検査)について、どこで、どのような方式で行い、どれくらいの時間がかかり、十分な検査結果が得られる見込みがあるか、見解を示すこと。

【回答】

⑦避難先地域の住民が複合災害の被災で避難を要する場合や、避難先が放射能で汚染され避難できない場合など、第2の避難先に行かなければならない場合があります。第2の避難先は、現在の避難先よりも原発から離れたところに確保する必要があります。第2の避難先を避難計画に盛り込む必要があると考えるが、見解を示すこと。

【回答】

2) PAZ・UPZ内、UPZ外どちらも

①被災地や紛争地域での支援活動における最低基準として国際的な指標となっているスフィア基準(人道憲章と人道対応に関する最低基準)では、避難所の面積は一人当たり3.5㎡となっており、これは通路などを除いた有効面積で算出するべきものです。各避難施設の受入れ人数は、延床面積を2㎡で除した人数になっていないか、スフィア基準をもとに再計算するべきではないか、見解を示すこと。(30km圏内の自治体においては、「避難」先施設について。30km圏外の自治体については、受入れ施設について)。

【回答】

②スフィア基準では、トイレは20人に1つとし、男女比は1:3とするべきとしています。トイレについてどのような基準で避難者予定人数を算出しているか、あるいは、避難者予定人数に応じたトイレの設置計画をどのように策定しているか、見解を示すこと。

【回答】

③実効性ある避難計画策定の見通しが立たないことから「東海第二原発は再稼働せず廃炉に」と求めるべきことがますます明らかになっていると考えるが、見解を示すこと。

【回答】

2. 子育て世代が住みやすいまちづくりを

(1) 国は来年10月から、3歳から5歳児の幼児教育・保育の無償化、0歳から2歳児の低所得層の無償化をめざしています。

①児童福祉法 24 条 1 項の「市町村の保育実施義務」を強化し、子どもの健やかな育ちを等しく保障する保育行政をいっそう推進すること。

【回答】

②保育従事者の 2 分の 1 が保育士であれば良いとするなど基準が低い企業主導型保育の基準を引き上げるよう国に要請すること。

【回答】

③保育士の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を行わないこと。

【回答】

④待機児童をかかえる自治体は、解消するにあつて、公立および認可保育所に対応することを基本とし、不足する場合には増設すること。

【回答】

⑤公立保育所を設置する自治体は、指定管理者や民間移譲を行わず、公立を存続させ、拡充を図ること。

【回答】

⑥民間保育士の労働条件を改善するよう国に要請すること。

【回答】

⑦障害児保育事業に、十分な財源を充てること。

【回答】

(2) 働くお母さんにとって、病気になった子どもの預け先は切実です。近くに親も親戚もない核家族は、公的なシステムを頼る以外安心して子育てできません。病児、病後児保育を充実させること。

①貴市町村に利用できる施設はありますか。施設数（公的、民間）、定員、利用料金、食事代について明らかにすること。

【回答】

②どのような手続きが必要か、手続きの仕方を明らかにすること。

【回答】

③過去 3 年間の利用実績があれば、明らかにすること。

【回答】

(3) 5 歳児検診を実施し、各機関と連携し、発達支援の充実を図ること。未実施の場合は今後の導入予定を明らかにすること。

【回答】

(4) 未就学児の医療費の現物給付に対する国庫負担金等のペナルティが廃止されました。償還払いで対応していた自治体は、現物給付にすること。

【回答】

(5) 医療ケアが必要な児童が利用できる放課後等デイサービス、児童発達支援事業所を拡充すること。

【回答】

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくりを

(1) 安心できる介護保険制度に

介護保険料は開始された 2000 年度平均月額 2,911 円が 2018 年度(7 期)は 5,869 円と、2 倍以上になっています。このまま推移すれば、来期はさらに値上げが必死の状況です。

1) 国の負担を大幅に引き上げて、保険料と利用料の軽減をはかるよう国に要請すること。

【回答】

2) 介護サービスを縮小しないことを国に要請すること。

【回答】

3) 介護士などの介護スタッフは、老人介護の必要性の高まりとともに需要が高まっています。しかし、茨城県では十分な数の養成や確保が出来ていない状況となっています。今年の茨城県との交渉・懇談で、介護職員の離職率について、県は「茨城県の離職率は、平成 28 年度は 18.0% で、全労働者の 15.0% より高くなっている。要因の一つは、他産業と比較し給与が低いことが考えられるため、給与水準の向上を含めた処遇改善を継続的に講じる必要がある。」と回答しています。

①介護職員の賃金の引き上げをはじめ労働条件を抜本的に改善するよう国や県へ要請すること。

【回答】

②2018 年度からの貴自治体の「第 7 期介護保険事業計画」での、基本的考え方と前期計画との違いを明らかにすること。

【回答】

③介護報酬を上げて利用者負担が上がらないよう、国に財政措置を要望すること。

【回答】

④利用料の自己負担分への補助制度をつくり、利用者の負担軽減をはかること。〈千葉県船橋市では利用料の 40%補助＝費用の 4%〉

【回答】

⑤要介護 4・5 の方を介護している場合の「特別障害者手当」の受給要件を周知し、該当者の受給漏れがないようにすること。

【回答】

⑥「新しい総合事業」に対し、貴自治体での具体的な事業概要(事業ごとの予算額も含めた)を明らかにすること。

【回答】

⑦「新しい総合事業」に関連し、介護予防給付では要介護⇒要支援への認定が、介護事業所の職員として、また介護の受け手として、実感として増えているとの声があります。従来の介護サービス(予防給付含む)が受けられなくなった事例があれば明らかにすること。また、貴自治体では上記の場合どのように対処しているのかを明らかにすること。

【回答】

⑧特別擁護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。保育所との併設も検討すること。

【回答】

4) 認知症対策について

内閣府「平成 29 年版高齢者白書」の認知症高齢者数の推計によると、「平成 24(2012)年は認知症高齢者数が 462 万人と、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人(有病率 15.0%)であったが、

平成 37(2025)年には約 5 人に 1 人になるとの推計もある」とのことです。

医療機関や高齢者施設を利用してはじめて「認知症である」と発覚することも多くあります。在宅で軽度のうちに治療やリハビリで進行を遅らせるためにも、発症後の適切な対応による QOL 向上のためにも、本人や家族の知識の向上が必要です。「認知症サポーター」などの取り組みもあります。

① 貴自治体において、認知症対策を具体的に明らかにすること。

【回答】

② 独居高齢者や認知症高齢者の増加により、今後、成年後見制度の必要性がますます高くなってくると考えますが、貴自治体で策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の概要を具体的に明らかにすること。

【回答】

(2) 骨髄移植ドナー支援事業について

① 骨髄移植ドナー支援事業を実施し、ドナー登録の推進を図ること。

【回答】

② 勤務があることや休暇が取得できない事情を考慮し、制度利用者の負担にならない申請方法を執ること。

【回答】

(3) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針もとづいて

① 対象者ごとの登録人数を明らかにすること。

【回答】

② 介護保険利用者や障害者手帳所持者等、支援が必要な方に対する福祉型避難所の体制を充実させること。

【回答】

(4) 高齢ドライバーの免許返納の促進について

高齢ドライバーによる交通事故が後を絶たず、高齢者の自主的な免許返納が促されています。県内でも各市町村が免許返納への特典としてコミュニティバスやデマンドタクシー無料券交付制度などがとられています。しかし、返納時の 1 回のみ、又は 1 年内の有効期限などの条件がついています。

① 自主的な免許返納への特典制度(バスの回数券やタクシー券)をつくること。未実施の場合は今後の導入予定を明らかにすること。

【回答】

② 返納後の継続的な交通機関利用が可能になるように特典制度の拡充を図ること。

【回答】

③ 市町村が主体で運営できる「市町村運営福祉有償運送事業」が法的に認められています。貴自治体で『移動サービス』システムづくりを積極的に進めること。

【回答】

(5) 上下水道の民営化も可能とする水道法改正が第 197 臨時国会で成立しました。

① 上下水道の運営を直営で堅持すること。

【回答】

②職員体制を強化し技術、技能の継承をはかること。

【回答】

(6) 保健所の統廃合について

「県内 12 カ所の保健所について、県は再編も含めた今後の在り方の見直しに乗り出す」との報道がありました（4/16 茨城新聞）。記事にあるように 1999 年に 14 カ所から現在の 12 カ所に再編統合されました。これ以上の再編統合は、地域保健・公衆衛生対策に大きな影響をおよぼすことから、縮小するとされた保健所管内の市町村から反対の声が上がりました。大井川知事は、9 月の県議会で、「小規模な保健所が存在する本県では、健康危機事案の発生時、適切な対応については懸念がある。保健所再編は喫緊の課題」と主張し、関係自治体の存続要望を無視し、統廃合を強行する考えを示しました。

①保健所の統廃合構想の中止を県に求めること。

【回答】

(7) 東海村や笠間市の取り組みの教訓(利用率が高い)に学びコミュニティバスの拡充をすすめること。拡充にあたっては、住民意向調査を実施し反映させること。

【回答】

(8) 災害関連死、災害疾病について

いま、気候変動による豪雨災害、土石流災害が全国各地で多発しています。2015 年 9 月に起きた常総市豪雨災害は、市民に甚大な被害をもたらしました。いつ豪雨災害や大地震が発生してもおかしくない状況となっています。現在、県内 11 市村において、災害関連死等の認定基準を設けています。貴自治体において、いつ何時豪雨災害や大地震に見舞われた際に対応できるように「災害関連死等の認定基準(死亡までの経過期間や地震と疾病との因果関係など細かい基準)を設けること。

【回答】

4. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

地域の雇用を支えている中小企業と家族経営事業者の持続的発展は、地域を活気づけます。それら事業者が、地域内で長年にわたり地道に活躍できる施策を今年も求めます。

(1) 小規模企業基本法に基づく、小規模事業者の実態を把握し支援策をつくること。

【回答】

(2) 小規模企業振興基本条例を制定すること。

【回答】

(3) 住宅リフォーム、商店リニューアル助成制度を新設、拡充をはかり地元業者の仕事起こしを行うこと。

【回答】

(4) 小規模事業者登録制度で、直近 3 年の利用状況を明らかにすること。

【回答】

(5) 小規模事業者の経営を守る金融対策を求めます。

①自治体は金融機関に「条件変更改善型借換保証制度」を融資相談で、積極的に案内・提案することを要請すること。

【回答】

②制度融資への利子補給、保証料補助を拡充、継続をすること。既に制度を持っている自治体は、制度を維持すること。

【回答】

③信用保険法の改正を生かし、創業や特別小口融資限度額を2千万円に引き上げること。

【回答】

④政府の信用保証制度への部分保証拡大に反対を表明すること。

【回答】

5. 愛着ある「空き家」の有効活用、流通促進で、空き家対策の充実を

(1) 空き家があることは、治安や防犯、災害時に大きな障害となります。空き家対策計画の策定状況と協議会の設置、開催状況を明らかにすること。

【回答】

(2) 空き家を活用し、子育て世代の移住・定着促進のための施策、若者の住宅確保と自立のための施策を作り、マッチング事業を進めること。

【回答】

(3) 空き家バンクの実績を明らかにすること。

【回答】

(4) 空き家リフォームに地元事業者への発注で「リフォーム助成制度」等が活用できるようにすること。

【回答】

(5) 空き家の解体・撤去に地元事業者への発注で、費用を補助する助成制度をつくること。

【回答】

6. 各市町村の税務行政と茨城租税債権管理機構について

(1) 税の徴収は、住民の生きる権利が保障されたものとなるよう滞納者の生活実態調査を丁寧に行い慎重に執行すること。

【回答】

(2) 悪質滞納者のみを茨城租税債権管理機構へ移管すること。

【回答】

(3) 納税相談により、分納誓約書を滞納者と取り交わす場合は、滞納者の意向を充分尊重すること。

【回答】

(4) 平成29年度に機構に派遣した職員数と財政負担を明らかにすること。

【回答】

(5) 消費税の複数税率適用・10%引き上げは、中小零細企業の経営を著しく圧迫することは明らかであり反対すること。

【回答】

(6) 消費税の増税にともないインボイス制度(解説:平成31年10月に予定される消費税10%への引き上げ、及び軽減税率導入に伴って、税金計算のベースとなる証票制度がインボイス制度です。)が導入

された場合、免税業者はインボイスを発行できず、取引において排除される可能性がある旨をきめ細かく広報すること。

【回答】

7. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

(1) 国民健康保険は、社会保障制度であり保険税(料)の滞納を理由に短期保険証や資格証明書の発行を行わないこと。

【回答】

(2) 2018年度に国が投入した3,400億円をさらに増額し、保険税(料)の引き下げを図るよう国に要請すること。

【回答】

(3) 茨城県独自の法定外繰入を県に要請すること。制度がない場合は、繰入制度を新設するよう要請すること。

【回答】

(4) 都道府県化にあたって国は、市町村による一般会計からの法定外繰入を認めてきましたが、2年目以降に激変緩和措置の縮小、廃止が懸念されます。激変緩和措置を継続すること。

【回答】

(5) 2018年度の一般会計からの繰入金の前年度増減額を明らかにすること。

【回答】

(6) 保険税(料)の算定にあたって、均等割について子どもの分(大学生まで)について減免すること。

【回答】

(7) 今年(2018)の4月の都道府県化によって一世帯当たりの平均保険税(料)の前年度増減額を明らかにすること。

【回答】

(8) 国民健康保険法第44条では、保険者が独自に基準を定めて、「特別の理由がある」ために患者が保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な場合に一部負担金を減額、支払の免除、徴収の猶予の措置をとることを認めています。

この制度にもとづき災害等の基準を設けていますが、事業の縮小・休業、廃業など所得減少も対象にすること。

【回答】

8. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 生活困窮者対策について

① 貧困家庭、生活困窮世帯の子どもの問題が大きな社会問題になっています。貴自治体で行っている学習支援制度について、実施状況(頻度、時間、場所等)及び利用者の人数を明らかにすること。

【回答】

② 市町村として「無料塾」や「子ども食堂」「フードバンク」などの取り組みを行なうこと。

【回答】

(2) 生活福祉資金貸付制度について

この制度の貸付対象者は限定的であり、貸付要件が多すぎて、かつ厳しすぎます。また借入審査は随時ではないので、申込の月日によっては資金交付まで2ヶ月以上かかる場合もあります(資金種類にもよる)。

他の金融機関などから融資を受けられない、生活困窮者や福祉目的の利用者など、だれもが利用できる制度からは、かけ離れた利用し難い問題のある制度と言えます。法律改正を国に要望すること。

【回答】

(償還完済の確率を上げるために厳しい要件を課したと考えます。)

平成 29 年度の貴自治体における次の利用状況を明らかにすること。

1)借入相談総件数

【回答】

2)次の各借入申込件数と貸付決定件数

①総合支援資金

【回答】

②福祉資金

【回答】

③緊急小口資金

【回答】

④教育支援資金

【回答】

⑤不動産担保型生活資金

【回答】

(3) 生活保護行政のいっそうの充実をめざして

生活保護は、憲法第 25 条に明記された国民の生存権を保障する、最後のセーフティーネットです。13 年には最大 10%という過去最大の生活扶助基準が引下げられ、新たに本年 10 月から最大 5%削減されます。このことは、生活困窮者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を脅かすばかりか、就学援助、最低賃金など国民の暮らしに大きな影響を与えます。

1) 生活保護基準の引下げに反対し、憲法第 25 条 2 項の「向上及び増進に努めなければならない」を實踐し、大幅な改善をするよう国に要請すること。

【回答】

2) 生活保護の捕捉率は 20%程度といわれており、捕捉率の向上は喫緊の課題といえます。生活保護を受けることは恥ずかしいことではなく権利であること、受給者へのバッシングは基本的人権を脅かすものであること、生活保護申請の仕方などについての啓発をはかり、生活困窮者の申請を積極的に促すこと。

【回答】

3) 改正生活保護法施行から 3 年。厚生労働省は申請に関し口頭の申請についても認められることや扶養調査に関しては、極めて限定的に行なうとしました。また、申請手続きにあたっては、第 24 条で申請書と添付書類の提出が明記されました。私たちは、新たな水際作戦のツ

ールと危惧しました。現在貴自治体での運用実態を明らかにすること。

【回答】

9. 民主的行財政運営の確立を

(1) 「無期転換ルール」について

- ①無期転換ルールの運用がことしの4月から始まりました。企業では雇用上限を5年にすることやクーリング期間を設けて、無期転換ルールを適用させない動きを強めています。貴自治体で働く嘱託職員、臨時職員、非常勤職員で5年以上働く職員を正規職員にすること。

【回答】

(2) 市町村で働く嘱託職員、臨時職員、非常勤職員の時給を1000円以上に

茨城県の最低賃金は、この10月から26円引き上げられて822円になります。最低賃金ギリギリで働いている嘱託職員、臨時職員、非常勤職員の時給を大幅に引き上げること。

【回答】

(3) 正規職員を大幅に増員し、超過勤務を縮小すること。超過勤務は原則1月45時間・1年360時間以内にする。

【回答】

(4) 会計年度任用職員制度について

- ①平成32年4月1日からの施行にむけて、市町村では総務省が想定する「職」の区分け等を参考に進められているところです。総務省の施行後の「職のあり方」の調査結果では中身の無い回答やその他、検討中が大多数でした。職の再編は、自治体業務に大きな影響を与えることとなります。貴自治体の「職の再編」の到達状況を明らかにすること。

【回答】

(5) 国の各省庁や都道府県において障害者雇用の水増しが問題となっています。貴自治体における障害者雇用数と雇用率を明らかにすること。

【回答】

10. 公契約条例制定にむけて一日も早い検討を

公契約条例を制定する地方公共団体は毎年増えており、今年4月には沖縄県で「沖縄県の契約に関する条例」が制定されました。

神奈川県では、公契約条例の導入の可否を含めた検討のための研究資料として、県庁舎内の現状を把握するため、工事や委託に従事する労働者賃金等の実態を調査し、結果を公表しています。

一方で、労働者の賃金等は労使間の自主的な取り決めにゆだねるべきとか、国の立法政策に任せるべきという考えが根強くあります。

(1) 貴自治体でも神奈川県と同様の賃金実態調査を行い、結果を公表すること。

【回答】

(2) 国に対し、公契約に関する必要な措置を速やかに講ずるよう要望すること。

【回答】

1 1. 小規模家族農業の保護を最優先した農政を

2014年の国際家族農業年に続いて国連は、2019年からの10年間を「家族農業の10年」と定め、「小農民の権利宣言案」を豊かに練り上げています。かつて農業の近代化・大規模化・食糧貿易自由化を推進してきた国連は、2007年から2008年の世界的経済危機と気候変動による食糧危機を契機として、小規模家族農業への支援と食糧主権確立に大きく舵を切りました。国連が定義する小規模家族農業は、「農業労働力の過半を家族労働力が占めている農林漁業」であり、法人も含まれます。資本的つながりによる、利潤追求を第一の目的とした企業による大規模な経営は、自然環境を壊し、経済危機に弱く、持続可能な農業に向いていません。一方、人的つながりを持つ社会集団による家族農業は、自然環境保全や景観維持、文化の継承、地域経済への貢献を現に担っています。2015年9月の国連サミットが採択した「SDGsー持続可能な開発のための2030アジェンダ」が求める持続可能な農業は、家族経営を中心にしてこそ発展させることができます。

- (1) 米の直接支払交付金(10a7,500円)の廃止による稲作農家の収入減を補う施策を行うこと。

【回答】

- (2) 市場と直売所の連携など、小規模農家の産品を活かした、地場流通の活性化につながるとりくみをすすめること。

【回答】

- (3) 学校給食での地場産農産物利用を広げること。

【回答】

- (4) 新規就農者支援は、資金援助や技術習得だけでなく、地域に馴染み定着するための支援や販路確保への援助が必要です。総合的な新規就農支援をすすめること。

【回答】

- (5) 総務省の「地域おこし協力隊」を活用し、新たな農林水産業従事者の育成を図ること。

【回答】

- (6) 農業次世代人材投資資金は要件が厳しく、使いにくくなっています。多くの新規就農者・親元就農者が活用できる自治体独自の支援制度をつくること。

【回答】

- (7) 茨城町が「担い手経営環境整備事業」として行っているような、低額の機械設備の購入等も対象となるような補助事業を行うこと。

【回答】

- (8) 農福連携をすすめるため、農家が必要としている作業を把握して福祉施設などに提案するとりくみをすすめること。

【回答】

1 2. ゆきとどいた教育で一人ひとりの児童生徒が尊ばれ、楽しい学校生活を

- (1) 公立小中学校への空調設備(エアコン)の設置について

今年は異常とも思える酷暑が続き、子どもたちの熱中症予防や学習環境の改善として、公立小中学校への空調設備(エアコン)の設置が求められています。また、公立小中学校は、災

害時の避難所としての機能を併せ持つことから、空調設備の設置が急務と考えます。

①すべての小中学校の普通・特別教室にエアコンを緊急に設置すること。

【回答】

②すべての小中学校の普通教室、特別教室の空調設備の設置状況と今後の設置計画を明らかにすること。

【回答】

③市町村間で設置状況に差異がでないよう、財源確保のため、国・県に要望すること。

【回答】

④災害時の場合に避難所となる体育館等に空調環境を整えること。

【回答】

(2) すべての小中学校のトイレの洋式化をすすめること。

①現在の設置状況と今後の設置計画を明らかにすること。

【回答】

(3) すべての小中学校のブロック塀の緊急点検(通学路も含む)について

大阪府北部を中心とする地震で小学校のブロック塀が倒壊し、児童の尊い命が失われました。これまでの学校の安全は、校舎や体育館などの建物の耐震化を優先に進められ、校舎外は不審者対策が優先されてきました。その結果、学校の耐震化や、つり天井の落下防止対策が着実に進んできましたが、学校安全に対する様々なリスクに対して更なる対策が求められています。

①すべての小中学校のブロック塀について、文部科学省が全国の教育委員会に要請した緊急点検を通知した。その調査結果を明らかにすること。

【回答】

②緊急点検後に工事を行った箇所を明らかにすること。

【回答】

③通学路における危険なブロック塀はなかったか、明らかにすること。

【回答】

(4) 小中学校の学校給食を無料にすること。

①現在どのように検討しているか明らかにすること。

ア)無料化の方向で検討、イ)食材への費用補助を検討、ウ)その他の補助

【回答】

(5) 学校給食における食育の推進について

核家族化や食生活をめぐる環境の変化によって、子どもたちの偏った食事や生活リズムの乱れなどが指摘されており、栄養バランスのとれた給食の提供が必要となっています。また、子どもたちの食への関心とふるさとへの理解を深めるため、地元食材を積極的に使用するなど、地域の特色を生かした食育の推進が求められています。

①貴自治体での食育の取り組みを明らかにすること。

【回答】

(6) 茨城県は茨城方式の 35 人学級を今年4月から中学校3年生まで拡大しました。しかし、2学級以下の小規模校は 35 人学級になっていません。これは、国の 35 人学級が小学校2年生で止

まっているためです。すべての小中学校での35人学級を実現するため、国に対して35人学級を中学校3年生まで拡大することを貴教育委員会から文科省に要請すること。

【回答】

(7) 県教育委員会は7月の茨城共同運動との懇談・交渉で、全国学力テストについて、「学校の序列化や過度の競争につながらないように留意し、市町村別・学校別の平均正答率の公表を県が行うことはありません。」と回答しています。

①貴教育委員会でも学校別の成績結果の公表は行わないこと。

【回答】

(8) 全国学力テストの成績を上げるためだけの過去問の演習などを行っていないかを明らかにすること。

【回答】

(9) 全国学力テストの実施をやめるよう貴教育委員会から文科省に要請すること。

【回答】

(10) 小中一貫校を実施している場合は、小中一貫校の問題点を明らかにすること。また、スクールバスを有料(保護者負担)で実施している場合は、その費用について誰がどの割合で負担し、その金額がいくらになっているのか明らかにすること。

【回答】

(11) 小中学校の統廃合計画及び義務教育学校を含めた小中一貫校移行計画の概要を明らかにすること。また、現在計画はできていないが、貴教育委員会の学校適正配置に関する構想を明らかにすること。

【回答】

(12) 各市町村内に居住している高校生に対して、高校在学中の給付制奨学金制度を独自に創設すること。

【回答】

(13) 小中学校で働く教職員の長時間労働の解消が社会問題になっています。県教委は部活動に関する改善を求めてきていますが、貴教育委員会で実施している、または実施しようとしている部活の制度変更を明らかにすること。

【回答】

(14) 小中学校で働く教職員の長時間労働の縮減に向けて、貴教育委員会が取り組んでいることを明らかにすること

【回答】

(15) スクールバス代の保護者負担はなくすこと。

【回答】

(16) 守谷市では指定管理者で運営されていた図書館を直営に戻すことになりました。

①守谷市の教訓に学んで、指定管理者で運営されている図書館は直営に戻すこと。

【回答】

②指定管理者や民営化などを計画している自治体は計画を中止し、直営を堅持すること。

【回答】

③図書館司書の増員など職員体制を強化し、専門職の育成をはかること。

【回答】

つくば地域共同運動連絡会準備会 独自要求

1. 持続可能なつくばのまちづくりについて

(1) 「持続可能都市ヴィジョン」(2018年2月19日公表)及び「つくば市にSDGsの理念を反映するための取組を求める決議」(2018年3月16日市議会可決)について、つくば市の施策や予算にどのように反映されているのか明らかにすること。

また、「つくば市未来構想」や「つくば市戦略プラン」での年度計画・予算計画について、いつどのように検討され、議会や市民に提示されるのか明らかにすること。

【回答】

(2) 国家公務員宿舎の大規模廃止にともなう中心市街地の再開発等では、「研究学園地区まちづくりビジョン」(平成24年7月5日策定)の方針に沿って、市民の声を反映する具体的な施策を策定、実施すること。

【回答】

(3) つくば市ホームページに「都市再生に向けた市の取組について」として説明されている以下の施策について、現在の実施への具体的な方策を明らかにすること。

- a. インセンティブの創設による柔軟なまちづくり誘導
- b. 無電柱化の実現に向けた誘導
- c. 都市インフラの更新
- d. ペDESTリアンデッキ等に隣接する建築物の誘導

【回答】

2. 誰もが安心して暮らせるつくばのまちづくりについて

(1) 子どもの外来医療費を高校卒業まで無料にすること。

【回答】

(2) つくば市の成人各種健診(検診)に、エコー検査・心電図検査(75歳以上)・尿酸値検査を追加すること。また、がん検診にすい臓がん検診を追加すること。

【回答】

(3) 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用料（1時間 1,100 円）について、住民税非課税世帯は無料、あるいは、軽減するなどの助成制度を作ること。

【回答】

(4) つくば市として、安心して利用できる身元保証人制度を作ること。

【回答】

(5) 高齢者運転免許自主返納の特典について、特典サービスにタクシー券等も加え、毎年支給する等、特典制度の拡充を県はじめ関係機関に働きかけること。

【回答】

(6) つくタクの利用時間枠を拡大し、週末や祭日の利用等もできるよう、利用しやすく改善すること。

【回答】

(7) ヘイトスピーチ対策として、条例の制定を含め、具体的な対策を実施すること。

【回答】

(8) 共生社会の実現にむけた障がい者支援について、以下に取り組むこと。

①各福祉事業所のイベントをつくば市報等で紹介すること。

②各福祉事業所に、希望に応じて、AED 設置の財政的な補助をすること。

③知的障がい者にも健康管理の促進と健康管理の意識を促すため、BiVi 駅前健康交流サロン（保健福祉部健康増進課）の体験会に知的障がい者が参加しやすくすること。

④特別支援教育の生涯学習化に向けて、つくば市として、障がい者の生涯学習支援の推進等を行う部署を生涯学習推進課等に設置し、障がい者の生涯学習の充実のための独自の方策をとること。

⑤市役所職員、特に障がい者とかかわる窓口等の職員に、障がい理解の研修会と障がい者との交流の場を設けること。

⑥障がい者関連事業所の職員給与を増やす施策を行うとともに、県や国に働きかけること。

⑦障がい者もそうでない市民も住みやすいつくば市の実現のため、障がい者差別解消法や障害者権利条約を市民と市職員が理解できるよう講演会等を実施すること。

【回答】

3. 次世代継承にむけた教育環境づくりについて

(1) つくば市立幼稚園を2年保育から3年保育にすること。特に、みどりの駅や研究学園駅周辺に3年保育の公立幼稚園を早急に新設すること。

【回答】

(2) つくば市立保育所の老朽化が進んでおり、建て替え計画を明らかにすること。また、待機児童をなくすため、民間誘致に頼ることなく、TX沿線開発による人口急増地域（予測地域含め）には公立保育所を新設すること。

【回答】

(3) つくば市の県立特別支援学校は超過密な現状であり、市内に2校目となる県立特別支援学校を新設するよう、特別の対策を講じて、県に強く要望、誘致すること。

【回答】

(4) つくば市に県立高等学校を新設するよう、特別の対策を講じて、県に強く要望、誘致すること。

【回答】

以 上